

秦漢時代の家族と国家

多田麻希子

本稿は、出土した秦漢時代の簡牘を主たる史料として、郷里社会における家族の存在形態、ならびに家族と郷里社会との関係を中心に議論を展開した。本稿でのこれら社会内部の家族を中心とした諸関係の具体的な在り方の解明は、中国古代国家の特質を究明するための一つの視点を提供するものと考える。各章の内容をまとめると下記のようになる。

序論では、本稿での問題意識と古代史研究の方法を論じた。現在の理論的な国家論において、国家道具説から国家関係論へとその視点が変わろうとしている。国家関係論とは社会に存在した諸関係と国家との関係を解明し、そこから国家の在り方を探る方法である。中国古代史における、この方法からの研究の一つに家族史研究がある。近年の簡牘の相次ぐ出現はこれまで困難であった郷里社会の内部構造を解明する史料を提供した。

第1章では、中国古代の家族史研究の動向を概略的に整理し、そこで取り上げられた課題と問題点とを指摘した。今日までの家族史研究の動向は三つの時期に区分して整理することができること、大家族なのか小家族なのかの論争をともなった戦前の研究で関連史料は出尽くしたこと、戦後の中国古代史研究においては家族を小農民として一般化され具体的な研究が中断したこと、近年の簡牘史料の出土は新たな史料を提供し家族、郷里社会の具体的在り方の解明の契機となったこと、しかし現状はいまだ家族制度の段階に研究がとどまっていることなどを論じた。

第2章では、家族史研究史の第三期で活発に論じられた、秦律・漢律における「室」・「戸」・「同居」という家族関連の法律用語の解釈について考察を行なった。「室」は4~5人ほどの単婚家族が居住する小型家屋を指す。また「戸」は「爲戸」という行為にみられるように、子が成長して婚姻などの結果、父母とともに小型家屋に居住できなくなつた場合に別に小型家屋（「室」）を造り、居住単位としては「独立」したものを指すこと、「同居」とは「爲戸」の結果、同一屋敷地内に造った「戸」（小型家屋としての「室」）の複数集まって形成されたものを指すとする新たな解釈を提出了した。そのうえで多様な存在を認めつつ、居住単位としての家族（「室」であり「戸」）、経済単位としての家族（「同居」）という家族の形態は、農業生産力がいまだ経済単位としての家族が居住単位としての家族に合一され得なかつた段階であったために存在したものと理解した。補論は新たに出現した史料『嶽麓秦簡』（伍）から、本稿でいう「同居」の解釈を補強した。

第3章は、第2章での「室」・「戸」・「同居」の解釈の妥当性を、『睡虎地秦簡』の律文にみえる別の用語である、「家罪」・「公室告」・「非公室告」から検討したものである。「公室告」は、一般的の犯罪行為を告発することを指し、家族構成員の犯罪の告発に関する「家罪」・「非公室告」の解釈について、「非公室告」は「室」（小型家屋）内での父と子との間の「犯罪行為」を範囲としもので、「家罪」は「同居」、すなわち同一屋敷地内で「室」を異にし、その「室」を集めて形成される「同居」として居住する父子間を対象としたものという相違があったことを明らかにした。これによって第1章で考察した家族形態における「室」（=「戸」）と「同居」との関係を明確化することができた。

これらの検討を受けて、家族構成員としての女性、妻、奴婢が家族内、あるいは郷里社会内部で如何なる位置づけがされていたのかを分析したのが、第4章～第6章である。

第4章では、唐代とは異なり、秦・前漢初期には女性戸主が存在したことを明らかにした。女性戸主は、父の「戸」を後継した者（娘後継戸主）、亡き夫の「戸」を後継した者（寡婦後継戸主）、未婚女性で「爲戸」した者（爵後継娘爲戸戸主）、寡婦で「爲戸」した者（寡婦爲戸戸主）の4種に分類でき、その各々の女性戸主の生涯における変動（婚姻、離婚など）と、それにともなう法的規制のそれぞれの対応のあり方を検討した。そのうえで女性戸主の存在理由の一

つに、当該期においては経済単位としての家族として「同居」が機能している点にあると主張した。また弱い立場にある「入り婿」の意味も、女性戸主の存在と郷里社会内部の諸関係から併せて考察した。

第5章は、家族の周縁に存在する奴婢を対象とした論考である。ここでは、秦律・漢律にみえる奴婢に関する規定を中心に、奴婢登録による奴婢所有者の確定（国家の「名籍」による認知）、国家による奴婢所有者における財産としての保護、ならびに所有者からの懲罰権の剥奪と、それらにともなう国家による実質的な懲罰権の代行、さらには奴婢の譲渡・売買、および奴婢身分からの解放などを検討した。とくに秦・前漢初期における奴婢は「同居」のなかで共有されていたこと、奴婢所有者と奴婢との関係は、奴婢と子とが家族構成員のなかで同様な位置づけとなっていた点から、後漢以降の奴隸主と奴婢との間に支配・被支配のより厳しい関係が存在している状態とは異なることを主張した。さらに郷里社会内部における奴婢の貸借関係の存在にも言及し、これまで明らかにすることができなかった郷里社会内部の構造、とりわけ生産関係の形態についての解明という課題に一つの視点を見出した。

第6章は、現在のところ秦漢時代の戸籍がいまだ出土していない状況にあって、さまざまな名籍の書式などを通じて戸籍の実体を推測することを目的とした。『里耶秦簡』・『居延漢簡』・『居延新簡』・『肩水金闕漢簡』・『敦煌漢簡』・『額済納漢簡』などに所収されている簿籍類を内容とする簡牘から、戸籍の記述を想像できる書式を収集し、それらの簿籍を書式別に分類した。その分類から、戸籍に記載されたであろう項目を推測し、さらに多様な家族形態になかに、本稿の検討対象より後の前漢後期から後漢の時代においても、「室」・「同居」などの形態が垣間みえることを確認した。

以上、各章での検討内容の概略を記した。国家論における国家=関係論に学んで、本稿では秦・前漢初期の郷里社会内部の諸関係の実体の一端を明らかにするために、それと深い繋がりがある家族を中心に考察を加えた。その結果、秦・前漢初期における家族形態の法的表記である「室」・「戸」・「同居」について、「室」・「戸」を小型家屋に居住する居住単位としての家族に、また「同居」を同一屋敷地内にする複数の小型家屋（「室」・「戸」）群を指すものという新たな解釈を提出した。この「同居」を法的に規定する意味は、「同居」内の集団（複数の小型家屋に居住する单婚小家族群）を経済単位としての家族として、国家が法的に認識していたこと、その認識は当該期の農業生産が居住単位としての家族（小型家屋）では再生産ができない段階という社会状況に対応したことを具体的に仮説として提出した。これらの法的表記には当該時期の郷里社会の関係、あるいは生産を中心とした社会の歴史的な段階が示されていると理解される。この関係、あるいは段階は、その後の豪族の成立によってもたらされた居住単位と経済単位との合一という社会の側からの変化によって、国家はその法的表記を変更することになる。したがって家族が居住単位と経済単位とを合一（すなわち「個」としての家族の成立）する前の秦・前漢初期においては、郷里社会内に存在していた諸関係に依存した段階であったというべきである。本論では、この諸関係を共同体的諸関係として理解できるのではないかと考える。

それは、女性戸主や奴婢の郷里社会における存在に関する考察では、秦・前漢初期における郷里社会が家族関係のみを単位として国家が把握しようとしていることにもあらわれている。今後は郷里社会内部に存在した他の諸関係の追究を進めなければならない。それとともに、本論が春秋戦国期と後漢時代とを結ぶ議論を提起したことから、すなわち当該期以前、とりわけ個別家族に分異させたと理解される商鞅変法への再検討、さらにいまだ明らかにされていない、当該期以後に個別家族を成立させた豪族の出現についての分析なども課題として登場していくことになる。これらも合わせて議論していきたい。